

平成 27 年度
座間味村環境衛生処理事業(生ごみ処理機)
提 案 募 集 要 項

平成 27 年 12 月

I 概 要

(1) 事業名

平成 27 年度 座間味村環境衛生処理事業（生ごみ処理機）

(2) 発注者

座間味村（以下、「村」という。）

＜担当部局＞

総務・福祉課

〒901-3496 沖縄県島尻郡座間味村字座間味 109 番地

電 話 098-896-4045

F A X 098-987-2004

(3) 事業の目的

生ごみ処理機を導入し、村内全域の生ごみを処理し環境にやさしい村づくりを構築する。

(4) 事業の内容

提案が採用された事業者は、その提案を基に生ごみ処理機を導入する。

(5) 業務の範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- ① 生ゴミ処理機の設置業務
- ② 生ごみ処理機のメンテナンス業務（次年度以降）

(6) 募集方法

公募型プロポーザル方式によるものとする。

(7) 募集する内容

契約にあたって、次の項目について提案を募集する。

- ① 生ごみ処理機（処理能力：1 日 450 k g 以上）
- ② 排出用コンベアー
- ③ ふるい機

(8) 施設の引渡し

事業者は平成 28 年 3 月 25 日を日途に設置し、村に引渡す。

(9) 設置場所の概要

- | | |
|---------|---------------------|
| ①設置場所 | 沖縄県島尻郡座間味村字座間味地内 |
| ②敷地面積 | 約 26 m ² |
| ③土地の所有者 | 座間味村 |

II 事業者の募集及び選定のスケジュール

(1) 意思表明書の提出

- ・ 日時 平成 27 年 12 月 16 日（水） 17 時まで（必着）
- ・ 場所 座間味村役場 総務・福祉課
- ※ 提出意思表明書を郵送にて提出すること。
- ※ 参加を辞退する際には、速やかに辞退届（別紙様式 9）を提出すること。

(2) 質問書の受付

- ・ 日時 平成 27 年 12 月 16 日（水） 17 時まで受付
- ※ 質問は文章を持って行い、質問書（別紙様式 1）を提出すること。
- ・ FAX 可 FAX：098-987-2004

(3) 提案書の提出

- ・ 日時 平成 27 年 12 月 18 日（金） 17 時まで
- ・ 場所 座間味村役場 総務・福祉課
- ※ 郵送にて提出すること。

(4) プレゼンテーション等の日時

- ・ 日時 平成 27 年 12 月 24 日（木） ※時間等については、後日連絡します。
- ・ 場所 座間味村役場
- ※プレゼンテーションは、パワーポイントによって行う。
- ※当日持参するものは、スライドの紙ベースの資料 8 部、ノートパソコン。
- ※プロジェクターとスクリーンは開催場所にて用意します。
- ※出席者は 1 事業者あたり 5 名以内とする。
- ※所要時間については、各事業者 40 分（説明 30 分、質疑応答 10 分）

(5) 審査結果について

審査は提案内容を総合的に審査し、最も優れていると考えられる提案を選定する。

(6) 審査結果の公表

- ・ 日時 平成 27 年 12 月 25 日（金）

・ 審査結果の公表

審査の結果は、すべての提案者に対して文書をもって通知する。なお、選定結果に対する異議等は一切受け付けない。

(7) 契約等について

- ① 事業者と速やかに基本協定を締結する。
- ② 本設計終了後、事業者と譲渡特約付貸貸借契約を締結する。

III 応募条件等

(1) 応募資格

- (ア) 応募する事業者は、沖縄県内に本店・支店又は営業所を有し生ごみ処理機の設置が可能で者であること。
- (イ) 応募する事業者は、平成 27・28 年度座間味村建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (ウ) 事業者は次に掲げる要件をすべて満たしている事。
 - ① 参加表明書の提出期日において地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく座間味村の入札参加制限を受けていない者であること。
 - ② 参加意思表明書提出期日以前 3 カ月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がない者であること。
 - ③ 会社更生法に基づき更正手続きの開始申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てをしている者でないこと。又は民事再生法に基づき再生手続きの開始申し立てをしている者でないこと。
 - ④ 最近 1 年間の法人税、法人事業税を滞納していない者であること。

(2) 意思の表明

応募者は、あらかじめ「提案書の提出意思表明書」（別紙様式 2）を提出することとし、次の書類を添付すること。

- ・ 会社案内
- ・ 財務諸表（直近 1 年分）
- ・ 法人税、法人住民税、消費税及び地方消費税の納税証明書（直近 1 年分）

(3) 応募に関する留意事項

- ① 提案に関し必要な費用は、応募者の負担とする。
- ② 応募者は、1 つの提案しかできない。
- ③ 提案に際して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨は円を使用

することとする。

- ④ 提案書に虚偽の記載をした場合は、提案書が無効とする。
- ⑤ 提示した業務規模と大きくかけ離れているか、または提案内容に対して見積が不適切な場合には提案書が無効とする。
- ⑥ 提案書に記載した責任者等は、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合、又は提案書による協力企業等に同等以上の資格と経験を有する技術者をもってあてるとする場合、あらかじめ村の承諾を得ればこのかぎりではない。
- ⑦ 全般的な留意事項として、専門的な知識を持たない者でも理解できるように、極力専門用語を使用せず、平易な表現で記載すること。
- ⑧ 提案書は返却しない。なお、提案書は応募者に無断で使用しない。

Ⅳ 提案について

(1) 提出書類

提案は、次に上げる書類をもって行うものとする。

企画提案書

(別紙)

(2) 提出方法

提出部数は8部持参すること。(提案書は正本を1部とし、他は写しを添付すること。)

サイズはA4縦(左ホッチキス綴じ)とする。ただし、図面についてはA3も可。
(折り込みでA4縦とすること。)